

第 10 期鏡野町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

第 10 期鏡野町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1. 目的

第10期鏡野町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務を委託するにあたり、透明性及び公平性を確保しながら、優れた技術力及び信頼性を有する最も適した優先交渉権者を特定するために行う公募型プロポーザル方式について、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 第 10 期鏡野町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務
- (2) 業務内容 第 10 期鏡野町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 2 5 日まで
- (4) 契約金額の上限額
9, 3 5 0, 0 0 0 円（消費税を含む。）を上限とする。
※ ただし、令和 7 年度の上限額は 4, 1 8 0, 0 0 0 円とする。

3. 担当部署

〒708-0392 岡山県苫田郡鏡野町竹田660番地
鏡野町総合福祉課介護保険係
電話 0868-54-2986（直通）
メール h-kaigo@town.kagamino.lg.jp

4. 参加資格要件

次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと
- (2) 鏡野町建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 1 7 年鏡野町告示第 1 2 号）に基づく指名停止期間中の者でないこと
- (3) 鏡野町暴力団排除条例（平成 2 3 年鏡野町条例第 1 6 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等が団体の運営に関与していないこと
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (5) 破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと
- (6) 過去に地方公共団体の介護保険事業計画策定支援業務の実績を有していること（本社、支

店、または営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含む。)

5. 参加表明書及び企画提案書の提出

(1) 提出書類等

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 事業者概要調書（様式2）
- ③ 業務実績調書（様式3）
- ④ 企画提案書（任意様式）
- ⑤ 業務工程表（任意様式）
- ⑥ 提案見積書（任意様式）

※ 提案見積書には、令和7年度業務及び令和8年度業務それぞれについて作成し、消費税及び地方消費税込みの金額を記載すること。また内訳書及び明細書も添付すること

- (2) 提出部数 各7部（原本1部、副本6部）
- (3) 提出期限 令和7年8月8日（金）午後4時まで
- (4) 提出場所 「3. 担当部署」に記載の場所
- (5) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）によること
- (6) 注意事項 提出された企画提案書及び関係書類は返却しない。

6. 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること

- (1) 提案者の概要（会社概要）について
- (2) 本業務に関する基本的な考え方・視点について
 - ・本業務に関する提案全般の総括を示すとともに、提案者としてのコンセプトを説明すること
- (3) 本業務の実施内容、方法について
 - ・国、県などの動向及び本町における現状と課題を踏まえたうえで、計画策定の手法について説明すること
 - ・調査の実施、分析方法等、計画に関連する基礎数値や資料及び現状分析等に係る支援業務の具体的内容について説明すること
 - ・本町の計画策定委員会における支援のほか、本業務を策定するうえで有効な支援内容等があれば提案すること
 - ・計画書（案）が完成するまでの提案者と本町の役割分担について説明すること
- (4) 過去における類似業務の実績等及び本業務に活かせるノウハウなど
 - ・過去の業務実績について、説明すること
 - ・過去の実績から本業務に活かせる点について、説明すること
- (5) 業務執行体制について
 - ・業務実行体制（担当者の人員数、配置職種、実績等）について、説明すること
 - ・チーム編成の考え方・特色について、説明すること

- (6) 本業務のスケジュールについて
 - ・計画書（案）が完成するまでの作業工程について説明すること
- (7) 業務に係る事業費積算について
 - ・費目及び積算根拠について、説明すること。
- (8) その他実施するにあたって必要と思われる事項
 - ・業務にあたって新たに提案できる事項があれば、説明すること

7. 質疑応答等

- (1) 企画提案書等の作成及び提出について質問がある場合においては、次のとおり質問書（様式4）により提出すること

ア 提出書類	質問書（様式4）
イ 提出期間	令和7年7月18日（金）午後4時まで
ウ 提出場所	第3に同じ。
エ 提出方法	質問書（様式4）により電子メールで提出し、必ず受信の確認を行うこと

8. 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案価格（見積額）が、「2. 業務概要(4) 契約金額の上限額」を超過している場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

9. 審査会の設置

企画提案の審査、企画提案書の評価及び受託候補者の特定を行うため、「プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

10. ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 実施方法

- ア 原則として各社20分以内のプレゼンテーション及び10分以内のヒアリングとし、順次個別に行う。
- イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。
- エ 欠席した場合は、企画提案書の審査、評価及び受託候補者の特定から除外する。
- オ 応募者多数の場合は書類審査のうえ、プレゼンテーション業者を選定する場合がある。

(2) 実施日時

令和7年8月20日（水）13：30（※各社の予定時間は、個別に連絡します。）

(3) 実施場所

鏡野町役場内 鏡野町危機管理センター 会議室
岡山県苫田郡鏡野町竹田660番地

1 1. 受託候補者の特定

審査会において、プロポーザル参加者の提案書等及びプレゼンテーション、ヒアリングの状況を評価、採点を行い、各委員の評価点の合計を加算し、最高得点を得た者を契約候補者に特定する。
なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

1 2 審査結果の通知

選定結果については、参加者全員に文書により通知する。
なお、審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めない。

1 3. 契約に関する基本事項

町は、審査会において受託候補者に特定された提案者を相手方として契約交渉を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行う。
契約交渉が不調となったときは、次に得点の高かった提案者と契約交渉を行う。

1 4. その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはない。
ただし、本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、記録、保存などを行う。
- (3) 書類の作成、提出及びその説明、ヒアリング審査等に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、事由発生後速やかに辞退届（様式5）を提出すること。
- (5) 本プロポーザル選考過程等により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 仕様書は、事業者選定に当たり本業務に対する発注者の考えをまとめたものであり、契約締結時に発注者・受託者が協議の上、内容を確認し、必要に応じ変更するものとする。